

愛友の里ホームヘルパーステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団愛友会が開設する「愛友の里ホームヘルパーステーション」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び訪問介護相当サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等(以下「訪問介護員」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な事業を実施することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(訪問介護相当サービスの運営の方針)

第3条 訪問介護相当サービスの運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の訪問介護員は、利用者の心身機能改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 3 訪問介護相当サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等へ報告することとする。
- 4 訪問介護相当サービスの提供にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 愛友の里ホームヘルパーステーション
- 2 所在地 埼玉県上尾市西門前727-3